

定期報告に関するFAQ

2018年7月27日
株式会社 SI ソーラー

①誰が定期報告を行うのか

→固定価格買取制度(以下 FIT)上では、発電事業者(お施主様)が報告することになっています。
ただ、発電設備の登録者(工務店様)が報告を行うことも出来ます。
FIT 期間終了年度まで、報告が求められますので発電事業者様が行うことが多くなっています。

②定期報告は義務なのか

→FIT の認定を受けている発電事業者の方に報告義務があります。

③全案件の提出期限が8月10日なのか

→今回は法定の提出期限を超過し、未提出の発電事業者に向けた注意喚起であり、期限です。

設置費用報告：発電設備が運転開始した日から1ヶ月以内 運転費用報告：発電設備が運転開始した月の翌月末までに毎年1回 増設費用報告：出力を増加させた場合、増加した出力で運転再開した日から1ヶ月以内

④未提出のまま8月10日を過ぎたら、どうなりますか

→基本的には期限内に提出してください。
万が一、期限に間に合わない場合は、経済産業省へ必ずお問い合わせ下さい。

⑤3年前に通電した案件で、設置費用報告も運転費用報告もしていない案件があるが、全て(設置費用報告と1～3年目の運転費用報告)を8月10日までにやらなければならないのか。

→はじめに設置費用報告の提出を8月10日までに行うことが求められます。
経産省のシステム上、設置費用報告の承認を受けるまで運転費用報告を提出することは出来ません。この場合は設置費用報告の承認後に運転費用報告をしてください。

⑥古い案件で電力会社の工事負担金がわからない案件がある。

→電力会社に再発行が可能か確認ください。
再発行ができない場合は、一般的な費用で入力ください。
一般的な価格は電力会社にご確認いただくか、近隣地の同規模発電の工事負担金をご確認下さい。

⑦そもそも報告の仕方がわからない。

→Web 上で簡単に行うことができます。

「なっとく再生可能エネルギー」のサイトより電子申請マイページへログイン下さい。

報告手順マニュアルをご参照下さい。

【10kW 未満】 <https://goo.gl/ps7cka>

【10kW 以上】 <https://goo.gl/dh9FA7>

⑧報告に要する手間はどれくらいか

→1 件 10 分程度でできます。

入力は簡単ですが、データ(案件ごとの金額など)を集めることには多少手間がかかる場合があります。

⑨SI ソーラーで入力代行を行っているか

→申し訳ありません。代行業務はおこなっておりません。

詳しくは下記公的機関にお問合せください。

JPEA代行申請センター

☎0570-07-8210 【平日のみ 9:20～17:20】

電話が繋がらない場合 **☎0570-057-333** 【平日のみ 9:00～17:00】

経済産業省 管轄部署 新エネルギー課

☎03-3501-4031 【平日のみ 8:30～18:15】